

(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第1号に定める事項を記載した書類)

寄附者名簿

[illegible]

（鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第3号に定める事項を記載した書類）

法人名	特定非営利活動法人未来	事業年度	令和7年4月1日～令和8年3月31日
-----	-------------	------	--------------------

1 資金に関する事項

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
共通事業・事業収益（サイト制作費、委託料等）	2,272,721 円
共通事業・補助金収益	69,300 円
共通事業・その他収益	3,849,592 円
クラカフェ事業・事業収益（ふるさと納税発送業務売上等）	82,390,853 円
クラカフェ事業・補助金収益	27,000 円
クラカフェ事業・その他収入（店舗売上等）	4,753,572 円
福祉サービス評価事業・事業収益（評価手数料等）	1,963,091 円
サポート事業・事業収益（委託料、手数料等）	6,606,162 円
サポート事業・補助金収益	14,000,000 円
子育て王国サイト事業・事業収益（委託料）	1,756,200 円
未来ウォーク事業・事業収益（参加料等）	4,879,995 円
未来ウォーク事業・補助金収益	1,500,000 円
未来ウォーク事業・寄付金収入	134,800 円
未来ウォーク事業・その他収益	63,408 円
ウォーク関連事業・事業収益（参加料、委託料等）	5,613,536 円
ウォーク関連事業・補助金収益	1,321,129 円
事務局委託事業・事業収益（委託料、手数料等）	9,582,651 円
100 キロウォーク事業・事業収益（参加料等）	898,183 円
100 キロウォーク事業・補助金収益	1,153,000 円
琴櫻記念館事業・事業収益（委託料）	5,586,910 円
合 計	148,422,103 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
該当無し	円
	円
合 計	円

(3) その他

該当無し

2 取引の内容に関する事項

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
倉吉市	倉吉市葵町 722	79,363,429 円	売上、委託料、補助金
観光庁	東京都千代田区霞が関 2-1-2	14,000,000 円	補助金
鳥取県	鳥取市東町 1 丁目 220	4,721,359 円	委託費、補助金
19 のまちを歩こう 事業実行委員会	倉吉市東仲町 2571	4,846,210 円	売上、委託料
伯桜鵬倉吉後援会	倉吉市東仲町 2571	2,223,334 円	売上、委託料

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
㈱やまのおかげ屋	倉吉市福庭町 2 丁目 18	20,694,765 円	仕入れ
JA 鳥取中央	倉吉市越殿町 1409	17,658,238 円	仕入れ
日本郵便㈱	倉吉市昭和町 2-129	8,930,463 円	仕入れ（送料）
ONSEN・ガストロノミー ツリズム機構	東京都中央区新川 2-9-3	7,000,000 円	業務委託費
ヤマト運輸㈱	苫田郡鏡野町古川 1072-5	6,352,591 円	仕入れ（送料）

(3) 役員及び役員等の使用人等^(注)との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	譲渡資産の内容等	譲渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
該当無し				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注) 「役員及び役員等の使用人等」は次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 役員等と役員等の使用人等に対する報酬又は給与の支給の状況

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族^(注1)(以下「役員等」という。)又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等の使用人等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」「これらの者と特殊の関係にある者」は次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等及び役員等の使用人等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
岸田 寛昭	理事長	常勤理事	役員給与	令和7年4月1 日～令和8年3 月31日	3,600,000 円

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	令和7年4月1日 ～令和8年3月31日	
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額	
21 人	21,081,000 円	

4 寄附金支出に関する事項

[illegible]

（鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第 9 条第 2 項第 4 号で定める書類（条例第 4 条第 1 項第 5 号～第 6 号に適合する旨を説明する書類））

法人名	特定非営利活動法人未来	事業年度	令和 7 年 4 月 1 日 ～令和 8 年 3 月 31 日
-----	-------------	------	---------------------------------

1 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度 2 回以上公開していること。

区分	①	②	③	④	⑤
公開の手段 (媒体)	ホームページ SNS				
公開の時期	随時更新				

2 法令又は条例に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

法令違反等の事実の有無	有・ ☐ 無
-------------	-------------------------------

(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第4号で定める書類(条例第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類))

欠格事由に該当していないことを説明する書類

法人名	特定非営利活動法人未来	事業年度	令和7年4月1日～令和8年3月31日
次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 ア 条例第16条第1項各号(第3号及び第6号を除く。2において同じ。)又は第2項各号(第2号を除く。2において同じ。)のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消の手続が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの イ 法第47条第1号イからニまでに掲げる者 2 条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定取消の手続が行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から5年を経過しないもの 3 法第47条第2号から第6号までに掲げるもの			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
ア	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合(指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。)において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無	
イ-イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無	
イ-ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無	
イ-ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☐ 無	
イ-ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ ☐ 無	
2	指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人(指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。)	はい・ ☐ いいえ	
3-2号	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ	
3-3号	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☐ いいえ	
3-4号	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ	
添付書類	指定の申出又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記3-4号に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること	はい・ ☐ いいえ	
3-5号	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☐ いいえ	
3-6号	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい・ ☐ いいえ	
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☐ いいえ	